

白河市特定事業主行動計画（概要版）

1 計画の対象職員

市長部局、議会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び教育委員会の各事務局の職員

2 計画策定の背景及び趣旨

- 平成 15 年 7 月 「次世代育成支援対策推進法」制定
国、地方公共団体及び企業等が一体となって、総合的な少子化対策を推進する。
※平成 27 年 3 月末までの時限立法→後に令和 7 年 3 月末まで 10 年間延長
- 平成 17 年 11 月 「白河市特定事業主行動計画」策定
「仕事と子育ての両立」や「仕事と生活の調和」を支援する取組を進める。
- 平成 27 年 9 月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定
女性が職業生活において、十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、女性の活躍の推進に関する計画の策定が必要となる。
※令和 8 年 3 月末までの時限立法
- 平成 28 年 3 月 次世代育成支援対策推進法並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を一体的に策定し、仕事と子育ての両立や支援を始めとして、全職員が職業生活と家庭生活との円滑かつ断続的な両立を可能とするために必要な職場環境の整備に取り組んできた。
- これまでの計画における取組事項を継承しつつ、内容や数値目標の達成状況を検証し必要な見直しを行った上で、より一層の取組の推進を図る。

3 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
法律	次世代育成支援対策推進法(10年間の時限立法※H15~H26年度→10年延長)										
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(10年間の時限立法)										
本市計画	H27.4.1改正 白河市特定事業主行動計画				白河市特定事業主行動計画 R3.4.1改正 (R3.4.1~R8.3.31)						
	H28.3.31改正 白河市特定事業主行動計画										

4 具体的な取組内容

- ・制度の周知及び啓発
- ・子育て目的の休暇等の取得の促進
- ・職場環境の整備
- ・超過勤務時間の縮減
- ・時差出勤制度等の積極的な活用

5 目標達成状況

【平成 28 年度から令和元年度までの目標達成状況】

取組内容	目標値		集計年度			
			H28	H29	H30	R1
男性の子育て目的の 休暇等の取得促進	男性職員の配偶者出産休暇取得率 80%以上		100% ●	81.8% ●	83.3% ●	62.5%
	男性職員の育児休業取得率 13%以上		14.3% ●	0%	0%	0%
育児休業等を取得し やすい環境の整備等	女性職員の育児休業取得率 100%		100% ●	100% ●	100% ●	100% ●
超過勤務の縮減	職員一人当たりの月ごとの超過 勤務時間 10時間以下		13.4時間	12.3時間	11.9時間	12.2時間
休暇取得の促進	職員一人当たりの年次有給休暇 の平均使用日数 11日以上		8.23日	8.41日	8.31日	8.38日
女性の計画的な採用	採用した職員に占める女性職員 の割合 40%以上		50.0% ●	52.0% ●	36.4%	68.0% ●
女性職員の職域の拡大及び各役職段階別の 人材確保	管理的地位 にある職員 に占める女 性職員の割 合	全体に占める女性 の割合 30%以上	22.1%	23.4%	21.6%	21.2%
		行政職に占める女 性の割合 20%以上	4.3%	7.5%	6.8%	6.8%
	各役職段階 にある行政 職職員に占 める女性職 員の割合	係長相当職 35%以上	30.6%	29.2%	22.4%	26.8%
		課長補佐相当職 30%以上	23.6%	26.7%	30.6% ●	30.5% ●
		課長相当職 20%以上	6.4%	6.8%	7.8%	8.0%
		部長・部次長相当職 10%以上	0%	8.0%	4.5%	4.3%

※●は目標を達成している項目